

春日井市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集人数

8名

2 任用期間

春日井市農業委員会が委嘱した日（令和8年8月2日以降）から令和11年8月1日まで

3 身分

春日井市の特別職の非常勤職員

（地方公務員法第3条第3項第2号及び農業委員会に関する法律第18条第1項に基づく）

4 職務内容

農業委員会が定めた区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等を目的として、地域における現場活動を行います。

また、農業委員会の求めに応じて、担当する区域内における農地利用の最適化推進について、農業委員会総会に出席して意見を述べことがあります。

5 委員報酬

月額 25,700 円

（参考・令和7年度実績額）

※報酬額は変更となる場合があります。

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地利用の最適化推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

（農業委員と兼任することはできません。）

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

7 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要事項を記入の上、次の(2)の添付書類を添え、郵送又は持参により、春日井市農業委員会事務局までご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

ア 農業者等（個人）が推薦する場合

・第1号様式

イ 農業者等（法人又は団体）が推薦する場合

・第2号様式

ウ 自薦により応募する場合

・第3号様式

上記書類については、春日井市農業委員会窓口及び市の主な公共施設に設置しています。

また、市ホームページからもダウンロードできます。

【春日井市ホームページ記載場所のURL】

<https://www.city.kasugai.lg.jp/business/1009248/nougyo/1009326/1038317.html>

(2) 添付書類

推薦を受ける者又は応募者の住民票

（本籍及び戸籍筆頭者が記載してあり、発行後3か月以内のもの。）

(3) 提出先

郵送又は持参により、「10 問い合わせ先」へご提出ください。

(4) 受付期間

令和8年1月5日（月）から令和8年1月30日（金）まで【必着】

（持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までにご提出ください。）

8 選考方法

春日井市農業委員会が、提出された書類をもとに推薦を受ける者及び自薦による応募者の選考を行い、農地利用最適化推進委員を委嘱します。

（必要に応じて面接を行うことがあります）。

なお、選考結果は推薦をする者並びに推薦を受ける者及び応募者の全員に文書で通知します。

9 情報の公表

募集期間の中間及び終了後に、市ホームページで以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、活動の主たる目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の人数及び構成員たる資格・要件等
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦をする者が、推薦を受ける者を春日井市農業委員に推薦しているか否かの別、又は応募する者が、春日井市農業委員に応募しているか否かの別

10 問い合わせ先

〒486-8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市農業委員会事務局 各務、谷口

電話 0568-85-6239 FAX 0568-84-8731